

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名		事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	AX、GX をはじめとした技術革新や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境が劇的に変化する中で、我が国経済の中長期的な成長に向けて、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を後押しする新たな税制を創設する。		
	（１）対象 産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた企業とすることを検討。		
	（２）措置内容 事業等の売却とあわせて事業等の買収等を行う場合について、売却益の課税を繰り延べる。		
	（３）要件 事業ポートフォリオの転換・強化の取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)		▲55,200 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 AX・GXをはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している。このような環境下において、経済安全保障等を確保しながら、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を後押しすることで、我が国経済の中長期的な成長を図る。 (2) 施策の必要性 2010年代以降、資本コストを踏まえた経営や投資家との建設的対話の重要性が投資家と企業経営者に共有され、「コーポレートガバナンス・コード」（2015年適用開始）をはじめとするコーポレートガバナンス改革が進展してきた。こうした改革の積み重ねは、企業の資本効率や収益性に対する意識の浸透と相まって、業績・株価の改善や株主還元の拡大にもつながっている。 しかしながら、足下では、業績・株価の上昇や資本効率の改善、株主還元の拡大が進む中、そうした成果が成長投資の拡大や持続的な賃金上昇に必ずしも十分結び付いていないという「新たなパラドックス」に直面している。 こうした背景にある構造的な要因の1つとして、日本企業全体として資本効率の改善は進展してきた一方で、依然として、資本コストを上回る収益性を安定的に確保できている事業が少ない上、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている※ことがあると考えられる。我が国経済の中長期的な成長に向けては、我が国企業が、事業ポートフォリオの転換を通じて、投下資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことが必要である。 このような課題意識は、「コーポレートガバナンス・コード」（2026年改訂版）にも反映され、取締役会の役割として、「成長の道筋を構築すること」や、「成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行う」こと（原則4-1）などが明確化された。経済産業省においても、「成長投資ガイドンス」（2026年）を策定してその実務的な対応の方向性を示し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 他方、企業が事業を入れ替えようとした際、売却益に対する課税によって、買収等の原資が目減りすることが入れ替えを抑制している重要な要因の1つとなっているという声もある。AX・GXをはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業がこのような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの転換・強化を上記の取組から更に踏み込んで促進していくことが必要であり、新たな税制を創設することが必要である。 ※価値毀損セグメントに対する資本投入割合：日本：65% 米国：39% 欧州：42%
今回の要望（租税特別措置）	合理性 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○日本成長戦略（2026年7月21日閣議決定）p41 ii）「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進 3.（2）③ii）に記載の改訂「コーポレートガバナンス・コード」と一体的に策定された、中長期的な企業価値向上のための実務指針となる「成長投資ガイドンス」を普及し、企業の成長投資の質・量の向上や、成長ステージ等に応じた成長投資と株主還元の適切なバランスの確保、ベストオーナー原則に基づく事業ポートフォリオ転換といった取組を促すとともに、非事業用資産等の成長投資への活用や、事業者間連携を促進する環境整備を進める。

		○成長投資を促進するための金融戦略 ― 資産運用立国のアップグレード ― (2026 年 7 月 21 日) p11 (3) 企業に対して資本コストを下回る事業に固定化された資本の見直しや成長分野への経営資源の再配分を促すため、事業ポートフォリオ改善や事業再編を促進・円滑化するための強力なインセンティブ措置を検討する。 ○成長投資ガイダンス (2026 年 7 月 21 日) p62, 63 5.2 経営資源の再配分と成長投資に対する支援措置 5.2.1 事業ポートフォリオの改善のための事業再編の促進 EP の拡大のためには、事業ポートフォリオの改善を通じて投下資本の配分を見直し、資本が ROIC-WACC スプレッドの低い領域に滞留する構造を改めることが重要である。それにより、キャッシュ創出力を高め、成長領域に投資を拡大していくことが可能となると考えられる。価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が投下されており、それらの事業の多くが新規事業ではないとの分析からみても、日本では社内外の様々な事情の中で果敢な事業再編が進んでこなかったと考えられる。 本格的な価値創造のためには事業再編を促進することが重要であり、政府として、ベストオーナーに対する事業移転（カーブアウト、事業譲渡、スピンオフ、M&A 等）を円滑化し、より高い価値創造が可能な主体へ事業を移すための制度的支援策を検討することが望ましい。CG コード及び本ガイダンスで提示している考え方や手法も活用し、企業と投資家の対話を通じて事業ポートフォリオの改善が促される環境を整備するとともに、実際に果敢に事業再編を行う企業に対しては効果的なインセンティブ措置（税制措置を含む）を検討すること、事業再編時に必要となる大規模な資金供給面の支援の在り方について、事業会社とファンドの役割分担や連携も踏まえて、具体的な検討を進めることが重要である。さらに、企業間連携の促進などに向けた環境整備や、会社法制など企業関係法令に関する予見可能性の更なる向上、柔軟で分厚い労働市場の整備等を通じ、再編が実行されやすい事業環境を整えることが重要である。
	政 策 の 達成目標	我が国においては、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている。このような構造的課題に対処するため、企業による事業ポートフォリオの転換・強化の促進を通じた、我が国経済の中長期的な成長を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（税の適用を確認等する期間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用数 （１）株式売却 （上場企業） ● 第三者による買収時に株式売却をした前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数割合（※１）：19%

		● 平均株式譲渡益計上社数：172 [社]（過去5年度平均）（※3） ➤ 適用数：172 社×19%=33 [社] （非上場企業） ● 株式売却を実施している企業のうち、非上場企業の割合 （過去5年度平均）（※4）：56% ➤ 適用数（推計）：3.4 社×56%/（100%-56%）=8.0[社] （2）事業譲渡 （上場企業） ● 事業譲渡を実施した前後5年間に事業譲受または買収を実施している社数割合（※2）：6.1% ● 平均事業譲渡益計上社数：56[社]（過去5年度平均）（※3） ➤適用数：56 社×6.1%=3.4[社] （非上場企業） ● 事業譲渡を実施している企業のうち、非上場企業の割合 （過去5年度平均）（※5）：70% ➤ 適用数（推計）：3.4 社×70%/（100%-70%）=8.0[社] 【算定根拠】 （※1）2025年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、前5年間に第三者による買収時に株式売却をした企業の割合、及び2020年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、後5年間に第三者による買収時に株式売却をした企業の割合から推計。 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 期間：2020/04/01～2026/03/31(有効日) （※2）2025年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、前5年間に事業譲渡をした企業の割合、及び2020年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、後5年間に事業譲渡をした企業の割合を基に推計。 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 （※3）2021年4月1日から2026年3月31日までの決算期における「事業譲渡益」、「子会社株式売却益」、「関係会社株式売却益」を計上している企業数平均 出所：開示Net収録の有価証券報告書のデータを基に算定。 （※4）2021年4月1日から2026年3月31日までに実施されている買収のうち、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 （※5）2021年4月1日から2026年3月31日までに実施されている事業譲渡のうち、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 ○適用額 （1）株式売却 （上場企業） ● 1社あたり年平均株式売却益額：27 [億円/社]（過去5年度平均） （非上場企業） ● 1社あたりの平均株式売却額の比率：非上場：37%（※1）（過去5年度平均）
--	--	--

		➤ 1社あたり年平均事業譲渡益額（推計）：27億円/社 $\times 37\% / (100\% - 37\%) = 16$ [億円/社] （2）事業譲渡 （上場企業） ● 1社あたり年平均事業譲渡益額：8.6 [億円/社]（過去5年度平均） （非上場企業） ● 1社あたりの平均事業譲渡額の比率：非上場：3.4%（※2）（過去5年度平均） ● 1社あたり年平均事業譲渡益額（推計）：8.6億円/社 $\times 3.4\% / (100\% - 3.4\%) = 0.3$ [億円/社]（過去5年度平均） 【算定根拠】 年平均事業譲渡益額には、2023年4月1日から2026年3月31日までの決算期における「事業譲渡益」の平均値を採用。年平均株式売却益には、前記期間の「子会社株式売却益」と「関係会社株式売却益」の平均値を採用。 出所：開示 Net 収録の有価証券報告書のデータを基に算定。 （※1）2021年4月1日から2026年3月31日までに実施されている買収のうち、株式売却額が判明しているものであって、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータの M&A データを基に算定。 （※2）2021年4月1日から2026年3月31日までに実施されている事業譲渡のうち、事業譲渡額が判明しているものであって、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 ○減収額 減収額：552億円 内訳 （1）株式売却 （上場企業） 27億円/社 $\times 33$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 312億円 （非上場企業） 16億円/社 $\times 41$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 229億円 （2）事業譲渡 （上場企業） 8.6億円/社 $\times 3.4$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 10億円 （非上場企業） 0.3億円/社 $\times 8.0$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 0.8億円 法人税率は、23.2%を採用。本税制措置により、対象が1.5倍に増加すると想定。 なお、本措置は、売却益又は事業譲渡益のうち一定割合の額について、課税を繰り延べるものであり、買収した事業又は株式を売却する際に繰り延べられた額を含めて課税されるものである。そのため、単年度で見た際に課税が繰り延べられる額を減収額として試算している。
	要望の措置 の効果見込	我が国においては、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セ

		み(手段としての有効性)	グメントが生み出した価値が相殺される構造となっている。他方、企業が事業を入れ替えようとした際、売却益に対する課税によって、買収等の原資が目減りすることが入れ替えを抑制している重要な要因の1つとなっている。 AX・GXをはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業がこのような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの転換・強化を促進するための踏み込んだ措置が必要である。また、事業等の売却に伴う売却益の課税を繰り延べることは、中長期的な税収確保を図りながら、競争力強化に向けた手元資金を確保する効果も期待されることから、本税制措置を講ずることが有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置 本税制措置は主に事業ポートフォリオの転換の判断を、登録免許税の軽減は事業等を買収等する判断を後押しするものであり、両者を一体で講ずることで事業ポートフォリオの転換・強化が促進されることが期待される。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、事業ポートフォリオの転換・強化の取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等の一定の要件を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものとすることを検討している。 本措置により、事業等の売却に伴う売却益の課税を繰り延べることで、中長期的な税収確保を図りながら、競争力強化に向けた手元資金を確保する効果も期待されることから、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を促進するための特例措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—

	前回要望時の達成目標	事業ポートフォリオの転換を行う際の事業売却時の譲渡益の課税の繰延べにより、限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—